

# 一般社団法人スポーツアズライフ八戸 定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人スポーツアズライフ八戸と称する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を青森県八戸市に置く。

(目的)

第3条 当法人は、スポーツによる社会貢献活動に資する事業活動を通して、会員相互の共通する利益的価値の向上を図るとともに、より多くの人に適切なスポーツライフを提供することをもって、地域社会の発展・創造に寄与することを目的とする。

2 当法人は、前項の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) あらゆる対象者のスポーツ需要に応えるスポーツ教室の開催や派遣によるコーチング等を通じたスポーツの普及及び推進に関する事業
- (2) 主体的なスポーツの実践と持続可能なスポーツビジネスを展開できるスポーツ人材の育成に関する事業
- (3) スポーツコミュニティの運営や促進等を通じたスポーツによるまちづくりに関する事業
- (4) その他当法人の目的を達成するために必要な事業

(公告の方法)

第4条 当法人の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載して行う。

(機関の設置)

第5条 当法人は、社員総会及び理事のほか、理事会及び監事を置く。

## 第2章 会員

(会員の構成)

第6条 当法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 当法人の目的に賛同して入会した個人又は団体

- (2) 一般会員 当法人の事業に参加し、活動するために入会した個人又は団体
  - (3) 賛助会員 当法人の事業を賛助するために入会した個人又は団体
- (入会)

第7条 会員として入会しようとする者は、理事会が別に定める入会申込書により申し込み、理事長の承認を得るものとする。

(入会金及び会費)

第8条 正会員及び一般会員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

2 賛助会員は、社員総会において別に定める賛助会費を納入しなければならない。

(任意退会)

第9条 会員は、理事会において別に定める退会届けを提出することにより、任意にいつでも退会することができる。ただし、1か月以上前に当法人に対して予告をするものとする。

(除名)

第10条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議をもって、当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第11条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
- (2) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。
- (3) 1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 総正会員が同意したとき。

(会員資格の喪失に伴う権利及び義務)

第12条 会員が、前3条の規定によりその資格を喪失したときは、当法人の会員としての資格を失い、義務を免れる。正会員については、一般法人法上の社員としての地位を失う。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

2 当法人は、会員が資格を喪失しても、既納の入会金、会費その他の拠出金品

は、これを返還しない。

(会員名簿)

第13条 当法人は、会員の氏名又は名称及び住所を記載した会員名簿を作成する。

### 第3章 社員総会

(構成)

第14条 社員総会は、全ての正会員をもって構成する。

(権限)

第15条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任及び解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定める事項

(開催)

第16条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要に応じて開催する。

(招集)

第17条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。ただし、理事長に事故があるときは、副理事長が招集する。

- 2 社員総会を招集するには、書面投票又は電子投票を認める場合を除き、会日の1週間前までに、各正会員に対して書面にて招集通知を発するものとする。
- 3 正会員全員の同意がある場合には、書面又は電磁的方法による議決権の行使を認める場合を除き、招集手続を省略することができる。

(議長)

第18条 社員総会の議長は、理事長がこれに当たる。ただし、理事長に事故があるときは、副理事長がこれに代わる。

(議決権)

第19条 社員総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(議決権の代理行使)

第20条 社員総会に出席できない正会員は、他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。この場合においては、当該正会員又は代理人は、代理権を証明する書面を当法人に提出しなければならない。

2 前項の正会員又は代理人は、一般法人法第50条3項の規定により、当法人の承諾を得て、同項後段の書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

(決議)

第21条 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第49条第2項の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(決議及び報告の省略)

第22条 理事又は正会員が、社員総会の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

2 理事が正会員の全員に対して社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を社員総会に報告することを要しないことについて、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の社員総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第23条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより、書面又は電磁的記録をもって議事録を作成し、議長及び出席した理事が署名若しくは記名押印又は電子署名をして、当法人の主たる事務所に10年間備え置くものとする。

## 第4章 役員

(役員)

第24条 当法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 3名以上7名以内

(2) 監事 1名以上3名以内

2 理事のうち1名を代表理事長とし、代表理事をもって理事長とする。

(役員を選任)

第25条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

2 理事長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 理事会の決議によって理事の中から副理事長1名、専務理事1名及び常務理事1名を定めることができる。

4 監事は、当法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第26条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、当法人を代表し、その業務を執行する。

3 理事長は、3か月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第27条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第28条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事若しくは監事が欠けた場合又は第24条第1項に定める理事若しくは監事の員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した理事又は監事は、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第29条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決

権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(役員報酬等)

第30条 理事及び監事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、社員総会の決議によって定める。

## 第5章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第32条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長、副理事長、専務理事及び常務理事の選定及び解任
- (4) 規則の制定、変更及び廃止
- (5) 社員総会の開催の日時及び場所並びに社員総会の目的である事項の決定

(招集)

第33条 理事会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事長が招集する。

ただし、理事長に事故があるときは、副理事長が招集する。

- 2 理事会を招集するには、会日の1週間前までに理事及び監事に招集通知を発するものとする。
- 3 理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで理事会を開催することができる。

(議長)

第34条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

- 2 理事長に事故があるときは、副理事長がこれに代わるものとする。

(決議)

第35条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第96条の要件を満たすときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第36条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、法令の定めるところにより書面又は電磁的記録による議事録を作成し、出席した理事及び監事が署名若しくは記名押印又は電子署名をし、当法人の主たる事務所に10年間備え置くものとする。

(理事会規則)

第38条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会の規則で定める。

## 第6章 基金

(基金の募集)

第39条 当法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

(基金の拠出者の権利)

第40条 拠出された基金は、基金拠出契約に定める期日までは返還しない。

(基金の返還の手続)

第41条 基金の返還は、返還する基金の総額について定時社員総会における決議を経た後、理事会が決定したところに従って行う。

## 第7章 計算

(事業年度)

第42条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(事業計画及び収支予算)

第43条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに理事長が次の書類を作成し、理事会の決議を経て、社員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

(1) 事業計画書

(2) 収支予算書

(3) 資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類

2 前項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第44条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第5号までの書類については承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

- (2) 事業報告の附属明細書
  - (3) 貸借対照表
  - (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
  - (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- 2 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。
- （剰余金の不分配）

第45条 当法人は、剰余金の分配を行わない。

## 第8章 定款の変更，解散及び清算

（定款の変更）

第46条 この定款は、社員総会における、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議によって変更することができる。

（解散）

第47条 当法人は、次に掲げる事由によって解散するものとする。

- (1) 社員総会の決議
- (2) 社員が欠けたとき。
- (3) 合併(合併により当法人が消滅する場合)
- (4) 破産手続の開始
- (5) 裁判所の解散命令

（残余財産の帰属）

第48条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、当法人と類似の事業を目的とする地方自治体又は公益社団法人若しくは公益財団法人に贈与するものとする。

## 第9章 附則

（最初の事業年度）

第49条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から令和3年3月31日までとする。

（顧問の設置）

第50条 当法人に、理事会の諮問機関として顧問を置くことができる。

- 2 顧問の選任及び解任は、理事会において決議する。
- 3 顧問は、無報酬とする。



(法令の準拠)

第51条 この定款に定めのない事項は、全て一般法人法その他の法令に従う。

施行 2020年5月27日

一部改訂 2020年7月12日